

「小学校施設整備指針」 令和4年6月 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

(地域との連携等部分 抜粋)

第1章 総則 第1節 学校施設整備の基本的方針

3 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備

地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するためにも、施設のバリアフリー対策を図りつつ、必要に応じ他の文教施設や児童福祉施設、老人福祉施設等との連携や、災害時における地域の避難所※ 又は緊急避難場所※ (以下「避難所等」という。) としての役割を果たすこと、さらにまちづくりとの関係に配慮しつつ、景観や町並みの形成に貢献できる施設として計画することが重要である。

※避難所：災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7関係）。

※緊急避難場所：災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための施設又は場所（災害対策基本法第49条の4関係）

第3 地域と連携した施設整備

1 学校・家庭・地域の連携・協働

- (1) 学校施設は、学校・家庭・地域の連携・協働に基づく生涯学習の基盤として、関係者の参画を得つつ計画することが重要である。
- (2) 保護者、地域住民等が学校運営や様々な学校の教育活動を支援する取組（コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等）など、学校と地域の連携・協働のための諸室については、施設を計画する段階から検討しておくことが重要である。
- (3) 他の文教施設等と適切な役割分担を図りつつ、これらの施設との相互利用、共同利用等を進めるなど、有機的に連携できる計画とすることが望ましい。また、他の文教施設等との情報ネットワークを構築することも有効である。
- (4) 他の学校や公共施設との間で、避難所としての防災機能を分担することも有効である。
- (5) 地域に開かれた学校づくりの観点から、学校としての取組や学習活動の成果等について、保護者や地域住民など外部へ情報発信できるよう計画することが重要である。
- (6) 放課後子供教室や放課後児童クラブなど、放課後の児童の居場所について、近隣の文教施設等とも有機的に連携しつつ、児童が放課後に活動する場としてふさわしいスペースを確保することが重要である。その際、学校施設を最大限活用できるよう設備の共用化も含め、施設を計画する段階から検討しておくことも重要である。

2 学校開放のための施設環境

- (1) 児童や地域住民が有効に活用できる施設となるよう、校舎や屋内運動場、屋外運動場等を計画することが重要である。また、学校や地域の特性に応じた防犯対策を実施し安全性を確保した上で、地域住民の積極的な利用の促進を図るため、地域住民と共同利用ができる施設として計画することも重要である。
- (2) ユニバーサルデザイン※ を採用するなど、様々な利用者に配慮した、快適、健康、安全で利用しやすい施設であるとともに、学校開放の運営と維持管理が容易な施設として計画することが重要である。

※ユニバーサルデザイン：あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々

が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方であり、一人一人がその個性と能力を発揮し、自由に参画し、自己実現を図っていけるような社会の構築に向け、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」デザインする考え方。

3 複合化への対応

- (1) 公共施設等（社会教育施設、社会体育施設、児童福祉施設、老人福祉施設等）の他施設との複合化について計画する場合は、児童の学習と生活に支障のないことはもちろん、施設間の相互利用、共同利用等による学習・生活環境の高機能化及び多機能化に寄与する計画とすることが重要である。また、児童と幼児や高齢者など多様な世代と交流できる場として計画することも重要である。
- (2) 地域の避難所等としての機能を計画する場合は、児童の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また、多様な利用者を考慮し、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー化にも配慮することが重要である。
- (3) 合築の検討を行う場合、学習環境に障害又は悪影響を及ぼす施設は避けることが重要である。また、学習環境の高機能化及び多機能化に寄与しない施設についても慎重に対処することが重要である。
- (4) より効果的・効率的な施設整備の手法として、PFI や包括的民間委託などの官民連携による整備手法等を検討することも有効である。

第3節 学校施設整備の基本的留意事項

6 関係者の参画と理解・合意の形成

- (1) 当該地方自治体や学校において実施しようとする特色・魅力ある教育内容・教育方法等を反映したものとなるとともに、関係機関や地域と連携・協働した学校運営が行われるよう、企画の段階から学校・家庭・地域・関係機関等の関係者の参画により、施設づくりの目標を共有し、理解と協力を得ながら総合的に計画することが重要である。その際、教育や建築等の有識者の指導助言を受けることが重要である。
- (2) より効果的・効率的な施設運営を行うためには、企画段階から施設の運営方法や維持管理体制について検討しておくとともに、施設の完成後も継続的に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。このことは、設計当初の施設機能が十分に発揮され、利用実態を踏まえた安全性を確保する上でも重要である。
- (3) 開放施設の利用内容・方法、管理方法及び当該学校施設が周辺地域に及ぼす騒音・交通・じんあい等の影響、災害時の対応などについて、事前から地域住民等と十分協議することが重要である。特に、避難所となる場合は、避難所開設時における学校施設の利用方法や運営方法、教育活動の早期再開に向けた対応について、地域住民や防災担当部局と十分協議しておくことが重要である。
- (4) 豊かで魅力的な学校設計にするために最も重要なのは、設計者の能力や経験などの資質である。そのため、学校設置者が示す新しい学校施設の在り方についての理解度や、計画的な工夫、アイデア、デザイン等の技術提案を受け、総合的に設計者を評価し選定することが重要であり、新築や大規模改修など技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務においては、積極的にプロポーザル方式等の導入を検討することが望ましい。

7 地域の諸施設との有機的な連携

- (1) 当該地方公共団体における全体的な中・長期の行政計画、文教施設整備計画との整合を図りつ

つ、これらの施設との有機的な連携について計画することが望ましい。

- (2) 学校と地域社会との連携を深め、地域防災力を強化する観点から、施設間の相互利用、共同利用等による学習環境の高機能化及び多機能化に寄与する複合化について計画することも有効である。その際には、児童の学校施設における学習と生活に支障を生ずることのないよう計画することが重要である。

第3章 平面計画

第6 地域と学校の連携・協働のためのスペース

1 共通事項

- (1) 学校運営協議会、地域学校協働活動やPTA活動の拠点となる場など地域に開かれたコミュニティスペースの場として計画することが重要である。
- (2) 地域学校協働活動などの拠点の場として、地域住民が出入りしやすい位置に計画することが重要である。
- (3) 地域学校協働活動などにおける利用を考慮し、ボランティア等の控室を計画することが望ましい。
- (4) 学校教育等に支障を生ずることのないように位置等を計画することが重要である。

第6 地域と学校の連携・学校開放のための空間

1 共通事項

- (1) 学校運営協議会や地域学校協働活動、PTA活動の拠点、企業及びNPO並びに地域運営組織及び農村型地域運営組織等との連携のためのスペースやコミュニティスペースとしての利用のみならず、学校教育における利用も考慮しつつ、必要な家具等を配置し、多様な活動に伴い必要となる諸行為を安全かつ円滑に行うことのできるような面積、形状等とすることが重要である。また、必要に応じ各種視聴覚メディアを効果的に活用することのできるような計画とすることも有効である。
- (2) 障害者も含め幼児から高齢者まで多様な人々の利用を考慮し、各空間を認識しやすく、相互に利用しやすい構成として計画することが重要である。

2 コミュニティスペース

- (1) 地域学校協働活動の拠点の場、地域住民の交流や学びの場など多様な利用内容を考慮した面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 地域学校協働活動推進員が常駐できるよう事務・作業スペースを設けることが望ましい。

3 ミーティング室

- (1) 学校開放のためのミーティング室は、良好な環境条件を確保できるよう計画することが望ましい。
- (2) 利用内容に応じ必要となる家具、視聴覚メディア等を配置できる面積、形状等とすることが望ましい。その際、それらの家具、機器等を収納するための空間を併せて計画することが望ましい。
- (3) 多目的に利用できるよう計画することも有効である。
- (4) 必要に応じ、和室の空間を設けることも有効である。